



医案第1556号

平成25年8月2日

社団法人北海道医師会長 様

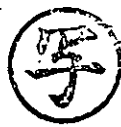
北海道保健福祉部長

平成26年度医療施設等施設・設備整備事業等の事業計画書及び平成27年度以降
の当該事業に係る事業計画書の提出について

本道の保健医療行政の推進に当たりましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添（写し）のとおり各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政
室（各地域保健室）及び保健所設置市等関係機関に通知しましたので、関係会員等への周知につ
きましてご配慮くださいますよう、お願いいたします。

医療政策局医療業務課：医療政策G、看護政策G、医務業務G
（代表連絡先）：011-231-4111 内線25-328 主査（医療施設）
地域医師確保推進室：医師確保推進G
地域保健課：地域保健G、感染症・特定疾患G、
がん対策・健康づくりG
国保医療課：国保運営G
障がい者保健福祉課：精神保健医療G
子ども未来推進局：子育て支援G



医薬第1556号
平成25年8月2日

各総合振興局（振興局）保健環境部長 様
各総合振興局（振興局）保健環境部各地域保健室長 様

保健福祉部長

平成26年度医療施設等施設・設備整備事業等の事業計画書及び平成27年度以降の当該事業に係る事業計画書の提出について
このことについて、標記事業計画を把握したいので、次により貴管内医療機関の事業計画書を取りまとめの上、期限までに提出してください。
なお、該当がない場合もその旨ご報告願います。
また、公的医療機関（日赤北海道支部、恩賜財団北海道済生会、北海道厚生連、北海道社会事業協会）に対しては、当職より直接照会していることを申し添えます。

記

- 1 対象事業 別紙1のとおり
- 2 提出期限 平成25年9月25日（水） ※期限厳守のこと
- 3 提出部数 2部
- 4 提出先 別紙1のとおり（各事業の「所管課・所管グループ」あて提出すること）
- 5 提出書類 別紙2のとおり
- 6 その他

- (1) 事業計画書作成に係る指導、助言に当たっては、国の交付要綱等に十分留意し、疑問点等がある場合には所管課担当グループに事前に照会してから提出してください。
- (2) 平成27年度以降の事業計画については、概ね平成29年度までの間に整備計画のある事業とし、別紙3のみ提出してください。
なお、平成26年度分事業については、2の提出期限までに提出のないものは取扱いできませんので、漏れのないよう十分留意してください。
- (3) 平成26年度分事業計画の国庫補助所要額は、道の26年度当初予算要求額の基礎とするため、原則として提出後の補助所要額の増額変更は受付できませんので、十分精査の上、事業計画書を作成するようご指導願います（平成27年度分以降の事業計画を除きます。）。
- (4) 施設整備に当たり財産処分を要するものについては、平成20年4月17日付け厚生労働省医政局長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」に基づき、別紙4を参考に財産処分の承認申請書類を添付させてください。
- (5) 1施設について複数の事業計画がある医療機関については、「平成26年度事業の所要額等について」（別紙5）の様式を添付させてください。
- (6) 補助所要額は次の各交付要綱により積算するようご指導願います。

いずれも貴所あてに通知済みですが、全庁共有フォルダ/〒040保健福祉部/〒025医療薬務課/〒25施行26向け事業照会様式等の中にもPDFデータで保管しておりますので、必要な場合ご確認ください。

- ア 医療施設等施設整備費補助金 ～ 平成25年5月15日付け厚生労働省発医政0515第2号「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」
- イ 医療施設等設備整備費補助金 ～ 平成25年5月15日付け厚生労働省発医政0515第1号「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」
- ウ 医療提供体制施設整備交付金 ～ 平成25年5月28日付け厚生労働省発医政0528第6号「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」
- エ 医療提供体制推進事業費補助金 ～ 平成25年5月31日付け厚生労働省発医政0531第14号「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」

- (7) 今回の事業計画書提出に当たっては、道費一般財源の負担を伴う事業も対象としておりますが、道財政は依然非常に厳しい状況にあり、事業計画書の提出は道の予算措置を前提としたものではないことについて誤解のないようご説明いただくとともに、当該事業の提出に当たっては事前に事業内容等について担当課（別紙1参照）に照会するようご指導願います。
また、道費一般財源の負担がない事業計画についても、近年国の予算が減少傾向にあることから、国庫協議の結果として補助対象とならない場合がありますので、あらかじめ事業者には周知願います。

医療薬務課：医療政策G、看護政策G、医務薬務G
地域医師確保推進室：医師確保推進G
地域保健課：地域保健G、感染症・特定疾患G、
がん対策・健康づくりG
国保医療課：国保運営G
障がい者保健福祉課：精神保健医療G
子ども未来推進局：子育て支援G

事業名	対象事業	所管課・担当グループ(照会先)	備考
医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金			
1	へき地診療所	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-327)	記入上の注意あり
2	へき地保健指導所	施設・設備 地域保健課地域保健G(内25-512)	
3	過疎地域等特定診療所	施設・設備 地域保健課地域保健G(内25-514)	記入上の注意あり
4	へき地医療拠点病院	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-327)	記入上の注意あり
5	産科医療機関	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-326)	
6	研修医のための研修施設	施設 地域医師確保推進室医師確保推進G(内25-413)	
7	臨床研修病院	施設	
8	臨床研修病院研修医環境整備	施設	
9	離島等患者宿泊施設	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-327)	
10	死亡時画像診断システム	施設・設備 医療業務課医務薬務G(内25-351)	
11	へき地患者輸送車(艇)	設備 医療業務課医療政策G(内25-327)	記入上の注意あり
12	へき地巡回診療車(船)	設備	記入上の注意あり
13	遠隔医療	設備 医療業務課医療政策G(内25-322)	
14	臨床研修病院支援システム	設備 地域医師確保推進室医師確保推進G(内25-413)	
15	へき地・離島診療支援システム	設備 医療業務課医療政策G(内25-322)	
医療提供体制施設整備交付金・医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)			
1	休日夜間急患センター	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-324)	
2	病院群輪番制病院・共同利用型病院	施設・設備	
3	救急ヘリポート	施設	
4	救命救急センター・高度救命救急センター	施設・設備	
5	小児救急医療拠点病院	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-326)	
6	小児初期救急センター	施設・設備	
7	小児集中治療室	施設・設備	
8	基幹災害拠点病院	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-325)	計画作成の留意事項あり
9	地域災害拠点病院	施設・設備	
10	小児医療施設	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-326)	
11	周産期医療施設	施設・設備	
12	地域療育支援施設	施設・設備	
13	共同利用施設	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-328)	記入上の注意あり
14	医療施設近代化施設(一般病院・診療所)	施設	記入上の注意あり
14	医療施設近代化施設(精神病院)	施設 障がい者保健福祉課精神保健医療G(内25-736)	記入上の注意あり
14	医療施設近代化施設(結核)	施設 地域保健課感染症・特定疾患G(内25-517)	記入上の注意あり
15	院内助産所・助産師外来	施設・設備 医療業務課看護政策G(内25-360)	記入上の注意あり
16	がん診療施設	施設・設備 地域保健課がん対策・健康づくりG(内25-526)	記入上の注意あり
17	医学的リハビリテーション施設	施設・設備 医療業務課医療政策G(内25-328)	記入上の注意あり
18	腎移植施設	施設 医療業務課医務薬務G(内25-332)	
19	特殊病室施設	施設	記入上の注意あり
20	肝移植施設	施設	
21	治験施設	施設 医療業務課医務薬務G(内25-333)	
22	病児・病後児保育施設	施設 子ども未来推進局子育て支援G(内25-768)	
23	地震防災対策医療施設耐震工事(耐震補強)	施設 医療業務課医療政策G(内25-328)	記入上の注意あり
24	地震防災対策医療施設耐震工事(土砂災害防止)	施設	

				記入上の注意あり
25	医療施設耐震整備事業	施設	医療業務課医療政策G(内附25-328)	記入上の注意あり
26	アスベスト除去等整備事業	施設	医療業務課医務業務G(内附25-351)	記入上の注意あり
27	看護師勤務環境改善施設	施設	医療業務課看護政策G(内附25-361)	記入上の注意あり
28	看護師宿舍施設整備	施設		記入上の注意あり
29	病院内保育所施設	施設		記入上の注意あり
30	院内感染対策	施設・設備	医療業務課医務業務G(内附25-351)	
31	医療機器管理室(地域医療支援館・地域がん拠点)	施設	医療業務課医療政策G(内附25-328)	
32	小児救急遠隔医療	設備	医療業務課医療政策G(内附25-326)	作成要請あり
33	NBC災害・テロ対策設備	設備	医療業務課医療政策G(内附25-325)	
34	HLA検査センター	設備	医療業務課医務業務G(内附25-332)	
35	人工腎臓装置不足地域	設備	地域保健課感染症・特定疾患G(内附25-521)	
36	内視鏡訓練施設	施設・設備	医療業務課医療政策G(内附25-328)	
37	地球温暖化対策	施設		記入上の注意あり
38	医療機関アクセス支援車	設備	医療業務課医療政策G(内附25-322)	記入上の注意あり

※ 補助の詳細については、各補助金等の交付要綱等を参照してください。

事業名	対象事業		共通様式	
	施設	設備	施設	設備
医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金				
1	へき地診療所	1-1	3-1	<p>○施設整備事業費内訳書 (計画書に事業費内訳書の様式が示されている場合はその様式を使用すること。)</p> <p>○工事仕訳書・見積書 ①工事費の積算内訳がわかるもの(見積書など) ②継続事業の場合は契約書</p> <p>○整備区域を含む建物の整備前・整備後の平面図 ①A版に調整すること ②各室の用途を記入すること ③整備区域内の病室の病床数、壁芯面積、内法面積、1床毎の病室面積を記入すること。 ④補助対象部分を色分けすること。 (複数の補助事業(道単事業を除く。)の申請を行う場合は、事業ごとに色分けして全体がわかるようにすること。) ⑤加算部門のある事業については、加算根拠に合わせて色分けすること。</p> <p>○事業費見積書等 ①事業費のわかるもの ②補助対象経費・対象外経費がわかるもの</p> <p>○購入物品カタログ等購入物品のわかるもの(写し可)</p> <p>○その他必要な書類 ①個別様式で求められた書類及び担当課から求められた参考書類 ②複数の補助申請を行う場合は別紙5を作成すること。</p> <p>※提出書類調製方法 ①縦長横線 ②A4版 (図面・地図・カタログ等大判のものは、折畳み、開きやすく工夫すること。)</p>
2	へき地保健指導所	1-3	3-7	
3	過疎地域等特定診療所	1-2	3-4	
4	へき地医療拠点病院	1-4	3-8	
5	産科医療機関	1-6	3-11	
6	研修医のための研修施設(※注1)	11-5	/	
7	臨床研修病院(※注1)	11-6	/	
8	臨床研修病院研修医環境整備	※注1	/	
9	離島等患者宿泊施設	1-5	3-10	
10	死亡時画像診断システム	※注2	※注2	
11	へき地患者輸送車(艇)	/	3-2	
12	へき地巡回診療車(船)	/	3-3	
13	遠隔医療	/	11-10	
14	臨床研修病院支援システム(※注1)	/	11-7	
15	へき地・離島診療支援システム	/	3-9	
医療提供体制施設整備交付金・医療提供体制推進事業費補助金				
1	休日夜間急患センター	4-1	5-1	<p>○整備区域を含む建物の整備前・整備後の配地図 ①A版に調整すること ②竣工年次を記入すること</p> <p>○国庫補助所要額の積算根拠</p> <p>○整備を行うに当たり財産処分を要するものについては、別紙4を作成すること。</p> <p>○その他必要な書類 ①工事費あん分計算書等 ②個別様式で求められた書類 ③担当課から求められた参考書類 ④複数の補助申請を行う場合は別紙5を作成すること。</p> <p>※提出書類調製方法 ①縦長横線 ②A4版 (図面・地図等大判のものは、折畳み、開きやすく工夫すること。)</p> <p>※平成27年度以降新規整備予定の場合は、すべての施設整備事業について、別紙3のみ作成すること。 (補助申請額は概算(予算額)で差し支えない。)</p>
2	病院群輪番制病院・共同利用型病院	4-2	5-2	
3	救急ヘリポート	4-3	/	
4	救命救急センター・高度救命救急センター	4-4	5-3	
5	小児救急医療拠点病院	4-5	5-4	
6	小児初期救急医療センター	4-6	5-1	
7	小児集中治療室	4-7	横線横線	
8	基幹災害拠点病院	4-14	5-11	
9	地域災害拠点病院	4-15	5-11	
10	小児医療施設	4-8	横線横線	
11	周産期医療施設	4-9	横線横線	
12	地域療育支援施設	4-10	横線横線	
13	共同利用施設	4-11	5-9	
14	医療施設近代化施設(一般病院・精神ほか)	4-12	/	
15	院内助産所・助産師外来	4-16	10-1	
16	がん診療施設	4-17	5-7	
17	医学的リハビリテーション施設	4-18	5-8	
18	腎移植施設	4-19	/	
19	特殊病室施設	4-20	/	
20	肝移植施設	4-21	/	
21	治療施設	4-22	/	
22	病児・病後児保育施設	4-23	/	
23	地震防災対策医療施設耐震整備(耐震補強)	4-25	/	
24	地震防災対策医療施設耐震整備(土砂災害防止)	4-25	/	
25	医療施設耐震整備事業	4-26	/	
26	アスベスト除去等整備	4-27	/	

27	看護師勤務環境改善施設	4-28	
28	看護師宿舍施設整備	4-29	
29	病院内保育所施設	4-30	
30	院内感染対策	4-31	5-10
31	医療機器管理室	4-32	
32	小児救急遠隔医療		5-5
33	NBC災害・テロ対策設備		5-12
34	HLA検査センター		※転記
35	人工腎臓装置不足地域(※注3)		11-8
36	内視鏡訓練施設・設備	4-34	※転記
37	地球温暖化対策	4-33	
38	医療機関アクセス支援車		3-2

※ 補助の詳細については、各補助金、交付金の交付要綱等を参照してください。
【交付要綱を掲載している当該ホームページのアドレス】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/>

※ 注1～3に係る事業計画書を提出予定の事業者がある場合には、直近の年度に様式が示されていない場合や変更のある場合があることから、それぞれ次の所管課・グループに確認のうえ提出してください。
注1 地域医師確保推進室医師確保推進グループ (℡ 付) (011) 204-5214
注2 医療業務課医務業務グループ (℡ 付) (011) 204-5989
注3 地域保健課感染症・特定疾患グループ (℡ 付) (011) 204-5258

平成 2 7 年度以降の事業計画

所属	
ご担当者名	
連絡先電話番号	

- 平成 2 7 ～ 2 9 年度で予め事業計画が見込まれる場合は、本紙のみ提出してください。
(本紙の提出がない場合も、各年度の事業照会時に事業計画書を提出することは可能です。)

1 平成 2 7 年度の事業計画

(単位：千円)

区分	事業名	施設名	総事業費（見込額）	国庫補助見込額	他補助事業計画の有無	摘要
施設					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
計						
施設					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
計						

2 平成 2 8 ～ 2 9 年度の事業計画

(単位：千円)

区分	事業名	施設名	総事業費（見込額）	国庫補助見込額	他補助事業計画の有無	摘要
施設					有・無	
					有・無	
					有・無	
設備					有・無	
					有・無	
					有・無	

(別紙4-1 間接補助事業であった場合)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

補助事業者名 印

〇〇〇〇国庫補助金(〇〇〇〇事業)により取得した〇〇施設に係る
財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律
第179号)第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次のとおり財産処分につ
いて承認を求めます。

(連絡先
担当者名
電話番号・メールアドレス等)

(別紙4-2 直接補助事業であった場合)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 様

補助事業者名 印

〇〇〇〇国庫補助金(〇〇〇〇事業)により取得した〇〇施設に係る
財産処分について
標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律
第179号)第22条に基づき、次のとおり処分について承認を求めます。

〔 連絡先
担当者名
電話番号・メールアドレス等 〕

財産処分承認申請書（包括承認事項以外の事由による場合）

1 処分の種類（該当するものに○）

（転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
北海道					
⑤施設（設備）種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積 m ²	⑧建物延面積の全体 m ²	⑨定員 名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容			⑰処分予定年月日		
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法（いずれかに○）			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金（有 無）

・ → 無の場合（次の承認基準の第3（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）

- 1 地方公共団体 (1) → (②ア ②イ ②ウ ②エ)
- 2 地方公共団体以外の者 (1) → (②ア～ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・ → 有の場合（次の承認基準の第4の1（有償譲渡又は有償貸付）の該当項目に○）

- (1) 地方公共団体 ①ア (ア) ①ア (イ) ①ア (ウ) ②
- (2) 地方公共団体以外の者 ①ア (ア) ①ア (イ) ①ア (ウ) ② 2

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・ その他参考となる資料

財産処分承認申請書（包括承認の場合）

1 処分の種類（該当するものに○）

（転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設（設備）種別		⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
		m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容			⑰処分予定年月日		

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

- ・地方公共団体 → (1) ① (1) ② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → 2

5 添付資料

- ・対象施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

平成26年度事業の所要額等について

所属	
ご担当者名	
連絡先電話番号	

■ 1施設において複数の26年度事業計画を提出する場合は、必ず記入すること。

施設名		開設者		
施設・設備の順	施設での優先順位	事業区分	国庫補助所要額 (千円)	国庫補助所要額計 (千円)
1 施設整備				
2 設備整備				